

**令和6年度 辻堂地区郷土づくり推進会議
委員選考委員会、公募委員募集及び選考に関する要領**

1 趣旨

この要領は、辻堂地区郷土づくり推進会議運営要領（以下「運営要領」という。）第13条第1項に基づき選任された者（以下「選考委員」という。）で構成され、かつ、設置された辻堂地区郷土づくり推進会議委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）について、同条第2項に基づき選考委員会、運営要領第5条第1号に定める委員（以下「公募委員」という。）の募集及び選考に関して必要な事項を定める。

2 選考委員会及び選考委員

運営要領第13条第1項に基づき選任された選考委員で構成される選考委員会とする。

3 選考委員長

- (1) 選考委員会に委員長を置き、委員長は、選考委員の互選により決める。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (3) 委員長に事故があるときは、辻堂市民センター長がその職務を代理する。

4 選考委員会の開催

選考委員会は、委員長が招集し、選考委員の5分の3以上が出席しなければ、選考委員会を開くことができない。

5 公募委員の募集方法及び募集人数

公募委員の募集は、広報紙その他の方法により行い、募集人数は10人とする。

6 公募委員の任期

公募委員の任期は運営要領第6条の規定により、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間とし、再任は2回に限りできるものとする。ただし、再任する者は辻堂地区郷土づくり推進会議の推薦を受け、選考委員会が再任の必要を認めた者とする。

7 応募資格

公募委員の応募資格は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 辻堂地区内に在住、在勤、在学又は地区で活動を行っている者
- (2) 辻堂市民センターで開催予定の辻堂地区郷土づくり推進会議に出席が可能な者
- (3) 本市の常勤の特別職・職員及び議員でない者

8 委嘱及び報酬

公募委員は、藤沢市長から委嘱を受けるボランティア（無報酬）とする。

9 応募方法

- (1) 別紙の応募用紙に必要事項を記入し、持参、郵送、FAX、電子メール、電子申請のいずれかの方法により辻堂市民センター地域づくり担当に提出する。記載の個人情報、当審査以外には使用しない。
- (2) 応募用紙は、辻堂市民センター及び市民自治推進課での配布並びに市ホームページ等への掲載により配布するものとし、提出された書類は返却しない。

10 応募締切

令和6年度の公募委員の募集は、次の期日に締め切る。

2024年（令和6年）2月16日（金）

※期日内必着、持参の場合は土日、祝日を除く、**午前8時30分から午後5時まで。**

※その他、期日消印の郵送など、選考委員会が期日到着と認めたものは有効。

11 選考方法

- (1) 選考委員は、応募者記載の「辻堂地区郷土づくり推進会議公募委員応募用紙」記載事項に基づき、「辻堂地区郷土づくり推進会議公募委員選考基準採点票」（第1号様式）に掲げる項目ごとに採点する。
- (2) 選考委員会は、合計得点を参考にして候補者を選考し、市長に報告する。
- (3) 採点等により優劣がつけがたいときは、年代、性別、地域性等の均衡を考慮して、選考委員会において協議し、合議のうえ、候補者を決定する。
- (4) 全ての選考委員の採点結果において、複数の委員が「低い（D）」と評価した項目がある者は、合計得点にかかわらず候補者とししない。
- (5) 選考委員会は、必要により応募のあった者と面談を行うことができる。

12 選考結果の報告

委員長は、選考の結果を速やかに市長に報告するとともに、応募のあった全ての者に通知する。

13 庶務

公募委員の募集及び選考の庶務は、辻堂市民センター地域づくり担当において行う。

14 委任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

15 その他

この要領は、令和5年12月28日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

辻堂地区郷土づくり推進会議公募委員選考基準採点票

番 号	
-----	--

採点項目	高い (A)	やや高い (B)	やや低い (C)	低い (D)
活動可能な曜日・時間帯や活動可能な内容	4	3	2	1
地域活動や市民活動の実績、意欲	4	3	2	1
生かせる特技や専門知識の有無、もしくはその習得に対する意欲	4	3	2	1
郷土づくり推進会議、まちづくりに対する動機、意見意欲、自己PR、提案等	4	3	2	1
郷土づくり推進会議の目的、趣旨、活動内容等への理解	4	3	2	1
その他特記事項	(具体的に)			

合計得点	
------	--